

議案第2号

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年1月23日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

令和7年の人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第16条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第18条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200

9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500
10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100
11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700
12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200
13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100
14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000
15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900
16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700
17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700

42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	

75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			

108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

第2条 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場

合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
第18条第2項中「、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年嘉島町条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「第5条の規定による改正後の」を削る。

附則第5条第4項中「第7条の規定による改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削り、同条第5項、第6項及び第8項中「新給与条例」を「嘉島町一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

(町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和30年嘉島村条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第5条 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第6条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年嘉島村条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第7条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

(議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年嘉島村条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第9条 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

(嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嘉島町条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500

6	202, 000	248, 900
7	203, 600	250, 300
8	205, 200	251, 700
9	206, 700	253, 100
10	208, 400	254, 300
11	210, 000	255, 600
12	211, 600	256, 900
13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400
30	238, 700	275, 200
31	239, 800	276, 000
32	240, 900	276, 700
33	242, 000	277, 400
34	242, 900	278, 200
35	243, 800	279, 000
36	244, 800	279, 600
37	245, 800	280, 300
38	246, 700	281, 100
39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500

41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第31条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条、第7条及び第9条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嘉島町一般職の職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定及び第10条の規定による改正後の嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後会計年度給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

第2条 第1条改正後給与条例又は改正後会計年度給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嘉島町一般職の職員の給与に関する条例又は第10条の規定による改正前の嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)新旧対照表 (第1条)

現行	改正後 (案)
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第10条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。) が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第10条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。) が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である</p>

職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である

職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である

職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である

職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である

職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である

職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である

職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である

職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～9 (略)

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。

職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である

職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である

職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である

職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である

職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である

職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である

職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である

職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～9 (略)

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125

_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と_____する。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した

2 (略)

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100

分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した

額に100分の105

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50

を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再 ¹		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
任用 ²		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
短時 ³		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
間勤 ⁴		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
務職 ⁵		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
員以 ⁶		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
外の ⁷		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000

額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再 ¹		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
任用 ²		196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
短時 ³		198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
間勤 ⁴		199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
務職 ⁵		200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
員以 ⁶		202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
外の ⁷		203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600

職員8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	職員8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000

28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500		28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600		29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800		30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900		31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000		32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700		33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400		34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100		35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800		36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400		37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000		38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500		39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900		40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300		41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500		42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800		43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100		44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400		45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400

48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600

68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	256, 000	297, 100	346, 000				86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	256, 300	297, 400	346, 400				87	266, 500	306, 100	356, 100			

88	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>	<u>346, 800</u>			88	<u>266, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>356, 500</u>		
89	<u>256, 900</u>	<u>298, 000</u>	<u>347, 000</u>			89	<u>267, 100</u>	<u>306, 700</u>	<u>356, 700</u>		
90	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>	<u>347, 400</u>			90	<u>267, 400</u>	<u>307, 000</u>	<u>357, 100</u>		
91	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>	<u>347, 800</u>			91	<u>267, 700</u>	<u>307, 300</u>	<u>357, 500</u>		
92	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>	<u>348, 200</u>			92	<u>268, 000</u>	<u>307, 600</u>	<u>357, 900</u>		
93	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>	<u>348, 400</u>			93	<u>268, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>358, 100</u>		
94		<u>299, 400</u>	<u>348, 800</u>			94		<u>308, 000</u>	<u>358, 400</u>		
95		<u>299, 700</u>	<u>349, 200</u>			95		<u>308, 300</u>	<u>358, 800</u>		
96		<u>300, 100</u>	<u>349, 500</u>			96		<u>308, 700</u>	<u>359, 100</u>		
97		<u>300, 300</u>	<u>349, 800</u>			97		<u>308, 900</u>	<u>359, 400</u>		
98		<u>300, 600</u>	<u>350, 200</u>			98		<u>309, 200</u>	<u>359, 800</u>		
99		<u>301, 000</u>	<u>350, 600</u>			99		<u>309, 500</u>	<u>360, 200</u>		
100		<u>301, 400</u>	<u>351, 000</u>			100		<u>309, 900</u>	<u>360, 600</u>		
101		<u>301, 600</u>	<u>351, 500</u>			101		<u>310, 100</u>	<u>361, 100</u>		
102		<u>301, 900</u>	<u>351, 900</u>			102		<u>310, 400</u>	<u>361, 500</u>		
103		<u>302, 200</u>	<u>352, 300</u>			103		<u>310, 700</u>	<u>361, 900</u>		
104		<u>302, 500</u>	<u>352, 700</u>			104		<u>311, 000</u>	<u>362, 300</u>		
105		<u>302, 700</u>	<u>353, 200</u>			105		<u>311, 200</u>	<u>362, 800</u>		
106		<u>303, 000</u>	<u>353, 600</u>			106		<u>311, 500</u>	<u>363, 200</u>		
107		<u>303, 300</u>	<u>353, 900</u>			107		<u>311, 800</u>	<u>363, 500</u>		

108		303,600	354,200			108		312,100	363,800		
109		303,800	354,700			109		312,300	364,200		
110		304,200				110		312,600			
111		304,600				111		313,000			
112		304,900				112		313,300			
113		305,100				113		313,500			
114		305,300				114		313,700			
115		305,600				115		314,000			
116		306,000				116		314,400			
117		306,200				117		314,600			
118		306,400				118		314,800			
119		306,700				119		315,100			
120		307,000				120		315,400			
121		307,400				121		315,700			
122		307,600				122		315,900			
123		307,900				123		316,200			
124		308,200				124		316,500			
125		308,500				125		316,800			
定年		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

前再	円	円	円	円	円	円
任用	<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>
短時						
間勤						
務職						
員						

前再	円	円	円	円	円	円
任用	<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>
短時						
間勤						
務職						
員						

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)新旧対照表 (第2条)

現行	改正後 (案)
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に</u> <u>定める額</u>(第10条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)</u> <u>が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で</u> <u>定める額</u>(第10条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>

員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職

員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職

員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職

員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職

員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職

員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職

員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職

員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職

員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職

員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域

を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

4 (略)

を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の

合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 (略)

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

9 (略)

(期末手当)

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

8 (略)

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

10 (略)

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任

用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年嘉島町条例第26号)新旧対照表（第3条）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>(嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第5条の規定による改正後の</u>嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。</p> <p>(嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第7条の規定による改正後の</u>嘉島町一般職の職員の給与に関する条例<u>(以下「新給与条例」という。)</u>第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第18条第3項の規定を適用する。</p> <p>6 <u>新給与条例</u>第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和</p>	<p>附 則</p> <p>(嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、_____嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。</p> <p>(嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、_____嘉島町一般職の職員の給与に関する条例_____第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>嘉島町一般職の職員の給与に関する条例</u>第18条第3項の規定を適用する。</p> <p>6 <u>嘉島町一般職の職員の給与に関する条例</u>第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和</p>

3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条及び第7条の2から第8条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例 附則第3項から第9項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条及び第7条の2から第8条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例 附則第3項から第9項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和30年嘉島村条例第27号)新旧対照表 (第4条関係)

現行	改正後 (案)
<p>(通勤手当及び期末手当の額等)</p> <p>第4条 町長等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当の額等)</p> <p>第4条 町長等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>

町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和30年嘉島村条例第27号)新旧対照表 (第5条関係)

現行	改正後 (案)
<p>(通勤手当及び期末手当の額等)</p> <p>第4条 町長等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当の額等)</p> <p>第4条 町長等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年嘉島村条例第24号)新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>(通勤手当及び期末手当の額等)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当の額等)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年嘉島村条例第24号)新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後（案）
<p>(通勤手当及び期末手当の額等)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当の額等)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>

議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年嘉島村条例第22号)新旧対照表 (第8条関係)

現行	改正後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>

議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年嘉島村条例第22号)新旧対照表 (第9条関係)

現行	改正後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>

嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嘉島町条例第18号)新旧対照表 (第10条)

現行			改正後 (案)																																																																																																														
<u>別表第1(第4条関係)</u> <u>行政職給料表</u>			<u>別表第1(第4条関係)</u> <u>行政職給料表</u>																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>職務の級</u></th><th><u>1級</u></th><th><u>2級</u></th></tr> <tr> <th><u>号給</u></th><th><u>給料月額</u></th><th><u>給料月額</u></th></tr> <tr> <th></th><th><u>円</u></th><th><u>円</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>183,500</u></td><td><u>230,000</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>184,600</u></td><td><u>231,500</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>185,800</u></td><td><u>233,000</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>186,900</u></td><td><u>234,500</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>188,000</u></td><td><u>236,000</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>189,700</u></td><td><u>237,500</u></td></tr> <tr> <td><u>7</u></td><td><u>191,300</u></td><td><u>239,000</u></td></tr> <tr> <td><u>8</u></td><td><u>192,900</u></td><td><u>240,500</u></td></tr> <tr> <td><u>9</u></td><td><u>194,500</u></td><td><u>242,000</u></td></tr> <tr> <td><u>10</u></td><td><u>196,200</u></td><td><u>243,400</u></td></tr> <tr> <td><u>11</u></td><td><u>197,800</u></td><td><u>244,800</u></td></tr> <tr> <td><u>12</u></td><td><u>199,400</u></td><td><u>246,200</u></td></tr> <tr> <td><u>13</u></td><td><u>201,000</u></td><td><u>247,400</u></td></tr> <tr> <td><u>14</u></td><td><u>202,700</u></td><td><u>248,600</u></td></tr> <tr> <td><u>15</u></td><td><u>204,400</u></td><td><u>249,800</u></td></tr> </tbody> </table>			<u>職務の級</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>号給</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>1</u>	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>2</u>	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>3</u>	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>4</u>	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>5</u>	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>6</u>	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>7</u>	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>8</u>	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>9</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>10</u>	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>職務の級</u></th><th><u>1級</u></th><th><u>2級</u></th></tr> <tr> <th><u>号給</u></th><th><u>給料月額</u></th><th><u>給料月額</u></th></tr> <tr> <th></th><th><u>円</u></th><th><u>円</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>195,800</u></td><td><u>242,000</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>196,900</u></td><td><u>243,300</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>198,100</u></td><td><u>244,700</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>199,200</u></td><td><u>246,100</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>200,300</u></td><td><u>247,500</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>202,000</u></td><td><u>248,900</u></td></tr> <tr> <td><u>7</u></td><td><u>203,600</u></td><td><u>250,300</u></td></tr> <tr> <td><u>8</u></td><td><u>205,200</u></td><td><u>251,700</u></td></tr> <tr> <td><u>9</u></td><td><u>206,700</u></td><td><u>253,100</u></td></tr> <tr> <td><u>10</u></td><td><u>208,400</u></td><td><u>254,300</u></td></tr> <tr> <td><u>11</u></td><td><u>210,000</u></td><td><u>255,600</u></td></tr> <tr> <td><u>12</u></td><td><u>211,600</u></td><td><u>256,900</u></td></tr> <tr> <td><u>13</u></td><td><u>213,100</u></td><td><u>258,100</u></td></tr> <tr> <td><u>14</u></td><td><u>214,800</u></td><td><u>259,300</u></td></tr> <tr> <td><u>15</u></td><td><u>216,500</u></td><td><u>260,500</u></td></tr> </tbody> </table>			<u>職務の級</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>号給</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>1</u>	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>2</u>	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>3</u>	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>	<u>4</u>	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>	<u>5</u>	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>6</u>	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>	<u>7</u>	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>	<u>8</u>	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>	<u>9</u>	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>	<u>10</u>	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	<u>11</u>	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>	<u>12</u>	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>13</u>	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>	<u>14</u>	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>	<u>15</u>	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>
<u>職務の級</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>																																																																																																															
<u>号給</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>																																																																																																															
	<u>円</u>	<u>円</u>																																																																																																															
<u>1</u>	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>																																																																																																															
<u>2</u>	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>																																																																																																															
<u>3</u>	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>																																																																																																															
<u>4</u>	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>																																																																																																															
<u>5</u>	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>																																																																																																															
<u>6</u>	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>																																																																																																															
<u>7</u>	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>																																																																																																															
<u>8</u>	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>																																																																																																															
<u>9</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>																																																																																																															
<u>10</u>	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>																																																																																																															
<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>																																																																																																															
<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>																																																																																																															
<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>																																																																																																															
<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>																																																																																																															
<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>																																																																																																															
<u>職務の級</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>																																																																																																															
<u>号給</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>																																																																																																															
	<u>円</u>	<u>円</u>																																																																																																															
<u>1</u>	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>																																																																																																															
<u>2</u>	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>																																																																																																															
<u>3</u>	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>																																																																																																															
<u>4</u>	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>																																																																																																															
<u>5</u>	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>																																																																																																															
<u>6</u>	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>																																																																																																															
<u>7</u>	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>																																																																																																															
<u>8</u>	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>																																																																																																															
<u>9</u>	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>																																																																																																															
<u>10</u>	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>																																																																																																															
<u>11</u>	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>																																																																																																															
<u>12</u>	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>																																																																																																															
<u>13</u>	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>																																																																																																															
<u>14</u>	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>																																																																																																															
<u>15</u>	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>																																																																																																															

<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>
<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>
<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>
<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>
<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>
<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>
<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>
<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>

<u>16</u>	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>
<u>17</u>	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>
<u>18</u>	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>
<u>19</u>	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>
<u>20</u>	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>
<u>21</u>	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>
<u>22</u>	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>
<u>23</u>	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>
<u>24</u>	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>
<u>25</u>	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>
<u>26</u>	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>
<u>27</u>	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>
<u>28</u>	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>
<u>29</u>	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>
<u>30</u>	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>
<u>31</u>	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>
<u>32</u>	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>
<u>33</u>	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>
<u>34</u>	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>
<u>35</u>	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>
<u>36</u>	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>
<u>37</u>	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>
<u>38</u>	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>

<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計

<u>39</u>	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>
<u>40</u>	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>
<u>41</u>	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>
<u>42</u>	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>
<u>43</u>	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>
<u>44</u>	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>
<u>45</u>	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>
<u>46</u>	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>
<u>47</u>	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>
<u>48</u>	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>
<u>49</u>	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>
<u>50</u>	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>
<u>51</u>	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>
<u>52</u>	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>
<u>53</u>	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>
<u>54</u>	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>
<u>55</u>	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>
<u>56</u>	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>
<u>57</u>	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>
<u>58</u>	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>
<u>59</u>	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>
<u>60</u>	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計

年度任用職員に適用する。ただし、第31条に規定する会計年度任用職員を除く。

年度任用職員に適用する。ただし、第31条に規定する会計年度任用職員を除く。